

人材紹介コンサルティング基本契約書

株式会社〇〇（以下「甲」という。）とプレイスメント株式会社（以下「乙」という。）は、乙が行なう人材紹介コンサルティングにつき、下記の通り契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条 （コンサルティングの委託）

甲は、甲の採用する人材の募集、面接、選考等に関する人材紹介コンサルティング業務（以下「本業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託する。

第2条 （求職者の紹介）

1. 乙は、甲が依頼した求人条件に基づき、乙が当該求人条件に該当すると判断した人材（以下「被紹介者」という。）を、甲に紹介するものとする。
2. 「紹介」とは、乙が、被紹介者の履歴書・職務経歴書その他の応募書類を甲に提供することをいう。
3. 履歴書・職務経歴書その他の応募書類は、被紹介者自身の責任において作成されるものとするが、乙は、その正確性が確保されるよう、職業紹介事業者として細心の注意を払って取り扱うものとする。

第3条 （コンサルティングの報酬）

1. 乙が紹介した被紹介者の甲への「入社日」を以って、成功報酬が発生するものとする。ただし、甲が第5条第1項の定めに従い乙に対する通知を行った場合、乙の成功報酬は発生しない。
2. 前項の成功報酬の金額は、被紹介者の「想定年収」の35%又は135万円（いずれも消費税別）のいずれか高い金額とする。ただし、当該料率を変更する場合には、甲乙合意のうえ、書面により当該金額を定めるものとする。
3. 第1項の「入社日」とは、甲が被紹介者と合意した雇用契約の開始日又は被紹介者の実質的な勤務（研修、導入教育等を含む。）が開始された日をいう。なお、甲と被紹介者の合意により入社日を変更する場合、又は、雇用契約の開始日前に被紹介者の実質的な勤務が開始される場合は、甲は直ちに変更後の入社日を乙に通知しなければならない。
4. 第2項の「想定年収」とは、甲が被紹介者に書面により明示した月額給与額（通勤手当を除く算定可能な一切の諸手当を含む。また、一定時間分の時間外労働の割増賃金を実際の労働時間にかかわらず支給する場合には、当該割増賃金も含む。）の12ヶ月分と、前年度平均賞与月数により算出した被紹介者の想定賞与額（その他の算出方法等により賞与が支払われる場合にはその額）を合算した額をいうものとする。なお、甲が年俸制を採用する場合は、被紹介者にかかる初年度の年俸額を想定年収とし、また、1年未満の有期雇用の場合は、契約期間を1年間とみなして換算した額を想定年収とする。
5. 甲は、請求書受領月の翌月末日（以下「支払期日」という。）までに、乙の指定する金融機関口座に振込送金する方法により成功報酬を支払うものとする。なお、振込手数料は甲が負担するものとし、甲は、支払期日が金融機関の休業日にあたる場合は、その前営業日までに振込むものとする。

第4条 （被紹介者の退職に対する報酬の返還）

甲は、採用された被紹介者が入社後3ヶ月以内に被紹介者の都合により退職した場合は、被紹介者が退職したことを書面又は電子メールにて退職日から起算して14日以内に乙に通知しなければならない。乙は、当該通知の受領後、成功報酬のうち以下の金額を甲に返還するものとする。

1ヶ月以内 ・ ・ ・ 成功報酬の50%

- 1ヶ月超2ヶ月以内・・・成功報酬の30%
3ヶ月超6ヶ月以内・・・成功報酬の10%

第5条 (活動関連事項)

1. 甲は、乙から被紹介者を紹介される以前に、甲自ら当該被紹介者のことを知り甲において当該被紹介者の採用に向けた検討を行っていた場合、当該被紹介者を乙以外の第三者から紹介されていた場合、又は当該被紹介者が自ら甲に応募していた場合には、その旨を当該被紹介者の紹介を受けてから2週間以内に乙に通知しなければならない。甲が当該通知を乙に行わなかった場合は、当該被紹介者は乙より紹介されたものとみなし、本契約に定める成功報酬の対象とする。
2. 甲は、乙が被紹介者を甲に紹介した日から起算して24ヶ月以内に、その理由の如何を問わず、乙を紹介することなく、甲又は甲の関連会社に入社せしめた場合についても、これを乙による本業務の成果によるものとみなし、本契約に定める成功報酬を乙に支払わなければならない。

第6条 (秘密の保持)

1. 甲及び乙は、本契約履行に際して、相手方より開示された情報（以下「機密情報」という。）について厳重に管理し、機密情報を機密に保持し、本契約の履行の目的のみに使用するものとする。また、相手方の事前の文書による承諾なしに第三者に機密情報を開示又は漏洩してはならない。但し、受領者のグループ会社については、受領者が当該グループ会社に本条と同等の機密保持義務を課し、かつ、当該グループ会社の行為に対して責任を負うことを条件に本項の「第三者」に含まれないものとする。なお、本条における「グループ会社」とは、受領者を支配する、支配される又は受領者と共通の支配下にある個人又は法人をいい、「支配」とは議決権の50%超を保有することをいう。
また、情報が次の各号のいずれかに該当する場合は機密情報に該当しないものとする。
 - (1) 相手方から開示を受けた時点で、既に公知または公用であったもの
 - (2) 相手方から開示された後に、自己の責に帰さない事由により公知または公用となったもの
 - (3) 相手方から開示を受けた時点で、既に保有していたもの
 - (4) 正当な権限を有する第三者から機密保持義務を負うことなく入手したもの
 - (5) 相手方の機密情報を使用することなく、独自に開発したもの
2. 前項の規定にかかわらず、甲及び乙は、法令、裁判所その他の官公庁の決定又は命令により機密情報の開示を求められた場合、必要な限度の範囲で機密情報を開示することができる。
3. 甲及び乙は、本契約の内容を遂行するために開示が必要な自己の役員、従業員及び弁護士、公認会計士等の守秘義務を有する専門家にのみ機密情報を開示することができる。
4. 本条の規定は、本契約が終了した場合においても引き続き効力を有する。

第7条 (契約の解除)

1. 甲又は乙は、相手方が次の各号の一に該当する場合、当該相手方に対して何らの催告なしに、直ちに本契約の全部又は一部について履行を停止し、又は本契約を解除することができるものとする。なお、解除権を行使した甲又は乙が、その被った損害につき、相手方に対して損害賠償を請求することを妨げないものとする。
 - (1) 本契約上の義務の全部又は一部につき違反があり、相当の期間を定めて催告をしたにもかかわらず、当該期間内に是正又は履行しない場合。
 - (2) 差押、仮差押、仮処分、競売若しくは租税滞納処分を受け、又は破産、会社更生、民事再生その他法的倒産手続の申立てがあったとき。

- (3) 監督官庁より営業停止、又は営業免許若しくは営業登録の取消の処分を受けたとき。
 - (4) 資本の減少、営業の廃止若しくは変更、又は解散の決議（法令に基づく解散を含む。）をしたとき、あるいは清算又は私的整理の手続に入ったとき。
 - (5) 手形又は小切手を不渡りとしたとき、その他支払停止状態に至ったとき。
 - (6) 前各号のほか本契約を継続し難い重大な事由が発生したとき。
2. 本条による解除によって、相手方に損害が生じた場合でも、解除権を行使した者は、何ら責任を負わない。

第8条 （反社会的勢力の排除）

1. 甲及び乙は、本契約締結時において、自己（自己の代表者、役員及び実質的に経営を支配する者を含む。）が反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者をいう。以下同じ。）に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。
2. 甲及び乙は、本契約に関連して、相手方に対して以下の行為を行わないことを確約する。
 - (1) 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為。
 - (2) 偽計若しくは威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為。
3. 甲及び乙は、相手方が第1項に違反することが判明した場合又は前項の規定に違反した場合には、催告その他の手続を要することなく本契約を即時解除することができる。
4. 甲及び乙は、前項に基づき本契約を解除した場合、当該解除により相手方に損害が発生したとしてもその損害を賠償する責任を負わない。

第9条 （誠実協議、合意管轄）

1. 本契約に定めなき事項又は本契約の事項に生じた疑義については、甲乙誠意をもって協議のうえ、決定するものとする。
2. 本契約の成立・効力・履行及び解釈については日本国法に準拠する。本契約に関する紛争については、訴額に応じて、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所のいずれかを第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第10条 （契約の有効期間）

本契約は、本契約の締結日より1年間有効とする。なお、期間満了の1ヶ月前までに甲乙いずれからも別段の意思表示がない限り、本契約と同一条件をもって引き続き1年継続するものとし、以後も同様とする。

以上、本契約の成立を証するため、本書2通を作成し甲乙署名若しくは記名押印の上各1通を保有、又は本書の電磁的記録を作成し甲乙電子署名を施し各自その電磁的記録を保有するものとする。

2024年〇月〇〇日

(甲) 〇〇〇〇

(乙)福岡県北九州市小倉北区浅野

三丁目8番1号 AIM6 階 COMPASS 小倉内 101

株式会社〇〇〇〇

〇〇〇〇

プレイスメント株式会社

代表取締役 坂本卓哉